

入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例 制定要旨

1 経緯

現在、太陽光発電設備の設置に関する法令や埼玉県条例がなく、近隣市においては太陽光発電設備の設置に伴う問題が生じています。

国による再生可能エネルギー施策の推進により、太陽光発電設備の設置件数は全国的に増加し、乱開発による土砂の流出や濁水の発生、パネルの設置による景観の阻害、反射光による生活環境への影響、更に設備の寿命後の大量廃棄問題などの様々な課題が発生しています。

当市のゼロカーボンシティ実現には、市域内における再生可能エネルギーを最大限に活用したエネルギーの地産地消が必要であり、市外の事業者による大規模な太陽光発電事業は、エネルギーの地産地消に影響を及ぼすと懸念されます。

また、入間市環境審議会からは、太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の制定が必要であると答申がされています。

こうした背景を踏まえて、当市でも、太陽光発電による再生可能エネルギーの活用を加速化すると同時に、太陽光発電設備の設置に伴う乱開発を抑制し、災害の防止、良好な環境及び景観を保全するため、本条例を提案するものです。

2 趣旨

太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去等に関し必要な事項を定め、災害の発生を防止し、良好な環境及び景観を保全するため、新たに条例を制定するものです。

3 条例で定める主な内容

目的、定義、適用除外、市の責務、事業者の責務、市民等の責務、事前協議、抑制区域、市長の同意、地域住民等への説明、届出、遵守事項、適正な管理、太陽光発電事業の廃止等、報告及び立入調査、指導・助言又は勧告、公表、国及び県への報告

4 施行日

令和5年4月1日